

小樽市教育大綱について

1 大綱の策定について

大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標（目指すべき姿）や施策の根本となる方針を定めるものです。

なお、教育基本法第17条第2項に基づく教育振興基本計画やその他の計画を既に定めており、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると考えられる場合で、総合教育会議において、当該計画の該当部分をもって大綱に代えることと判断した場合には、新たな大綱を策定する必要はないとされています（「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（通知）」（平成26年7月17日付26文科初第490号文部科学省初等中等教育局長通知））。

2 本市の大綱策定についての考え方

(1) 本市における教育行政関連計画の策定状況

- ① 本市においては、教育行政に関する個別計画として、「小樽市学校教育推進計画『23の指針』（平成27年度）」及び「小樽市社会教育推進計画（平成21年度～平成30年度）」について、「第6次小樽市総合計画」との整合性に留意し、策定しています。
- ② 「第6次小樽市総合計画（平成21年度～平成30年度）」では、その基本計画を構成する『まちづくり 5つのテーマ』の一つである『心豊かに学び、地域文化をはぐくむまち（生涯学習）』において、教育行政に関する目標や施策の根本となる方針を示しています。

(2) 本市の教育大綱について

- ① 「第6次小樽市総合計画」は、本市政における最上位計画であり、その策定に当たっては、教育関係はもとより、各界各層からの関係者や公募による市民で構成される審議会等で議論を尽くし、民意を反映させ策定したものであることや、
- ② 上記のとおり、本市の教育行政に関する個別計画は、当該総合計画との整合が図られ策定されていること、
- ③ 上記文部科学省通知において、既存の教育行政関連計画の該当部分を「大綱」と位置付けることができるとされていることに鑑み、本市においては、新たな「大綱」は策定せず、第6次小樽市総合計画基本計画の『まちづくり 5つのテーマ』の一つである『心豊かに学び、地域文化をはぐくむまち（生涯学習）』の部分をもって教育大綱に代えるものとします。

(3) 大綱の対象期間

第6次小樽市総合計画基本計画の計画期間は、平成21年度から平成30年度までとなっていることから、大綱の期間についても、平成30年度までとします。

(参考 第6次小樽市総合計画基本計画における大綱該当部分の抜粋)

(1) 目指すべき姿

心豊かに学び、地域文化をはぐくむまち

(2) 展開方針（施策）

施策項目1 学校教育

【現状と課題】

少子化の進行や人間関係の希薄化が進む中で、家庭や地域の教育力、子どもの学習意欲、学力や体力の低下など多くの課題が指摘されています。その一方で、PTAや学校評議員、学校支援ボランティアなど、学校、家庭、地域が連携した取組も拡大しつつあります。

基礎的な知識の習得と応用力の育成により「確かな学力」を身に付けさせること、体験的な活動や読書活動などにより「豊かな心」を育成すること、そして食育や運動を通じて「健やかな体」を養うことが求められています。

社会全体がそれぞれの役割を担い、その責任を果たすことが必要であるとともに、学校評価や情報公開の推進、子どもや保護者からの相談機能の充実など、家庭や地域から信頼される学校づくりが求められています。

少子化による学校の小規模化が急速に進んでいますが、多様な教育活動を進めるためには一定規模の学校が必要です。また、学校施設の老朽化が進んでいることから、学校規模・配置の適正化と学校施設の耐震化や改修など教育環境の充実が求められています。

情報化や国際化の進展、個人の価値観やライフスタイルの多様化など変化の激しい社会の中で、あらゆる状況に対応できる資質や能力を身に付けることが求められています。

また、本市では幼児教育から大学教育まで、それぞれの役割や特徴を持った教育活動が進められていますが、こうした多様な教育財産を生かすとともに、相互に連携、協力した取組が必要となっています。

【施策内容】

(1) 確かな学力の育成

基礎的な知識の定着とその活用により課題を解決する思考力や判断力を養うため、学習状況の把握や指導方法の改善を図るとともに、学習に対する意欲を高めるため、日常生活に生かせる教育活動の工夫や家庭での学習習慣の確立に努めます。

また、障がいのある児童・生徒に対する適切な教育を進めるため、個別の指導計画などの作成や校内支援体制の整備に努めます。

(2) 豊かな心の育成

子どもの社会性や豊かな人間性を育成するため、豊かな感性と表現力を育てる読書活動や命を大切にすると規意識を育てる教育を推進するとともに、本市の自然、文化、ものづくりの技術を活用した体験的な活動やボランティア活動の推進に努めます。

また、いじめや不登校などの早期発見と早期解決のため、校内体制の整備、相談機能を充実するとともに、保護者や関係機関との連携を図ります。

(3) 健やかな体の育成

健やかな体の育成を図るため、体力、運動能力の実態に合わせた指導方法の改善やスポーツ少年団などと連携したスポーツ習慣の育成を図るとともに、学校給食や各教科を通じた食育の推進、「早寝早起き朝ごはん運動」の推奨など、食に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着に努めます。

(4) 信頼にこたえる学校づくり

地域に開かれた学校づくりを推進するため、学校便り、ホームページなどにより学校運営の方針や授業公開などの情報提供を行うとともに、PTAや学校評議員と連携した学校運営に取り組み、学校の自己評価や外部評価などの結果を公表します。

また、学習指導や生徒指導などにかかわる教職員の資質や能力の向上を図るため、研修会や研究会への参加を促進します。

(5) 教育環境の整備・充実

小中学校の小規模化による諸課題を克服するため、地域ごとの児童・生徒数の推移や学校配置の状況を見極めながら、地区を単位とした検討、協議の下、統廃合など学校再編を進めるとともに、校舎の耐震化や改築など計画的な整備を進め、安全で安心な学校づくりに努めます。

また、緊急性や必要性を勘案した教材、機器、設備などの更新や整備に努めます。

(6) 地域の教育機関と連携した教育の推進

新しい時代を生きていくための実践的な力を育成するため、地域と連携した情報教育、国際理解教育、キャリア教育、環境教育などを推進します。

幼稚園においては、幼児教育の振興や就園率の向上に努めるとともに、小学校との連携を図ります。高等学校においては、入学希望者のニーズや適性に応じた学習機会を選択できるよう、関係機関と連携した取組を進めるとともに、私立学校の支援に努めます。

また、大学が有する知的資源を活用し、教育・文化の振興を図るとともに、産業振興や国際交流など様々な分野での連携を強め、地域の特性を生かした取組を進めます。

施策項目 2 社会教育

【現状と課題】

個人の価値観やライフスタイルの多様化が進み、それぞれに適した学習内容を自由に選択して、生涯を通じて学ぶことができる学習機会の充実が求められています。

また、得られた学習成果をボランティア活動などを通じて社会に生かすことができる、心豊かで充実した生涯学習社会の実現が求められています。

あらゆる学習機会を市民が有効に活用できるよう、講座や講演などの情報を積極的に提供していくとともに、学校、家庭、地域などと連携して地域の学習活動を推進していく必要があります。

さらには、市民の学習意欲にこたえる場として、図書館や総合博物館など社会教育施設の特性を生かした利活用が求められています。

【施策内容】

(1) 生涯各期における学習機会の充実

市民の多様な学習ニーズにこたえ、自主的な学習活動を支援するため、趣味や教養に関するテーマのほか、時代の要請に応じた講座を開催するとともに、様々な分野の生涯学習に関する情報をインターネットや情報誌を活用して発信します。

また、自らの学習成果をボランティア活動などを通じて社会に生かすことのできる仕組みづくりのため、小樽市生涯学習ボランティアリーダーの指導者登録を促進するとともに、情報提供に努めます。

(2) 地域学習活動の推進

地域や家庭での教育力の向上を図るため、PTAや婦人学級など社会教育団体への支援に取り組むとともに、家庭教育に関する講座の開催や情報提供に努めます。

また、利用しやすい学習の場を提供するため、生涯学習プラザや学校施設の活用を促進します。

(3) 図書館の利活用

市民の学習活動を支援するため、レファレンス機能や大学など他の図書館とのネット

ワークを活用した情報提供の充実に努めるとともに、郷土資料の収集・保存を進めます。
また、子どもたちの読書習慣や図書館の利用を促進するため、幼児・児童を対象とした事業の充実に努めます。

(4) 総合博物館の利活用

郷土に対する理解や愛着を深める施設として、地域の自然、歴史、文化に関する調査・研究、資料収集を進め、「見て・触れて・確かめる」展示や特別展、各種講座を開催するとともに、科学実験室を活用した体験イベントの充実に努めます。

また、NPOやボランティア団体と連携し、重要文化財旧手宮鉄道施設や鉄道車両の保存と修復を進め、特色ある魅力的な博物館づくりに取り組みます。

(5) 文学館、美術館の利活用

優れた文学や美術に触れる機会を拡充するため、小樽に縁のある作家や作品の調査・研究、資料収集を進め、特別展や企画展、講座の充実に努めます。

また、文学館や美術館の整備を進め、市民や関係団体の自主的な活動の場の提供に取り組みます。

施策項目 3 文化・芸術

【現状と課題】

生活水準の向上や高齢化の進行により余暇時間が増大する中で、文化芸術活動を通して精神的な豊かさを求める意識が高まっています。

本市には文化芸術に親しむ個人や団体が数多く存在しており、それぞれの活動成果の発表機会や生活の豊かさを実感できる文化芸術の鑑賞機会の充実が求められています。

また、文化芸術活動を行っている個人や団体が、分野や世代を超えて互いに交流することで活動の活性化が期待されています。

本市には、地域の歴史に根ざした史跡、近代化遺産、有形・無形の文化財など貴重な文化遺産が存在しており、これらを適正に保護し、活用することが求められています。

【施策内容】

(1) 文化芸術活動の振興

地域に根ざした創造的な文化芸術活動を推進するため、文化団体等への支援に取り組みます。

また、様々な分野で活動する団体等のアーティスト・バンクへの登録促進とその活動状況についての情報発信を行うとともに、登録団体の育成に努めます。

市民が郷土に対する誇りや愛着を持ち、加えて多くの来訪者が小樽の歴史や文化に触れることができるよう、関係団体と連携し、本市の特性を生かした文化芸術の振興に努めます。

(2) 発表や鑑賞機会の充実

文化芸術活動の発表や鑑賞機会の充実を図るため、小樽市文化祭への市民参加の拡大を図るとともに、能楽堂など特色ある施設や様々な公共施設を活用し、市民の自主的な活動の場の提供に努めます。

また、音楽、舞台公演などの鑑賞機会を提供する団体やサークルなどと連携し、市民が優れた文化芸術に触れる機会の充実に努めます。

(3) 文化財などの保護と活用

貴重な文化財を保護し、これらを活用した地域づくりのため、文化財や史跡の保存、修復と関係資料の収集、研究を進め、市民が郷土の文化遺産に触れる機会の充実に努めます。

また、無形文化財や伝統文化の保存、継承のため、後継者の育成を図るとともに、保存会などへの支援を進め、市民参加の機会の拡大に努めます。

施策項目4 スポーツ・レクリエーション

【現状と課題】

健康に対する関心が高まる中で、スポーツ・レクリエーション活動に対する市民ニーズも多様化しています。すべての市民が生涯にわたってスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができる環境づくりや様々な情報を提供していく必要があります。

スポーツ・レクリエーション活動の振興のために、団体の育成や強化、指導者の養成に対する支援のほか、子どもから高齢者まで地域のだれもが年齢や興味・関心、技術や技能に応じて楽しめるよう、地域住民が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブの創設が求められています。

市民が四季を通じてスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、施設の整備とその有効活用が必要となっています。

【施策内容】

(1) 生涯スポーツの普及と振興

多くの市民が気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、市民体育大会や各種スポーツ教室を開催するとともに、体育施設や学校施設の利活用を推進します。

また、生涯スポーツの振興と地域の交流を図るため、地域とスポーツ団体が連携した総合型地域スポーツクラブ創設への支援に努めます。

(2) スポーツ団体等の育成と強化

スポーツの普及と競技力向上のため、スポーツ団体などの育成に努めるとともに、指導者の養成や選手強化のための講習会等の開催を支援します。

また、競技団体と連携し、全国・全道大会開催の環境づくりに努めます。

(3) 施設の整備と有効活用

生涯スポーツの振興へ向けた環境づくりのため、市民プールの建設や既存施設の計画的な整備を進めるとともに、スポーツ・レクリエーション施設の利用促進と有効活用に努めます。

施策項目5 青少年

【現状と課題】

核家族化や少子化の進行などにより、地域社会における連帯感や人間関係の希薄化が進み、青少年の非行や問題行動の低年齢化、複雑化など青少年を取り巻く環境は大きく変化しています。

心豊かでたくましい青少年の育成を図るためには、学校、家庭、地域などと連携して取り組む必要があります。

青少年の育成活動や善導活動を積極的に行う人材の育成のほか、いじめ、不登校で悩む子どもやしつけに悩む保護者に対して、適切な助言、指導が求められています。

また、子どもたちが安全で安心してスポーツや文化活動などを行う地域子ども教室や留守家庭児童の健全育成のために開設する放課後児童クラブの充実が求められています。

【施策内容】

(1) 地域活動団体への支援とリーダーの養成

青少年の健全育成を推進するため、子供会など地域で活動する団体への支援に努めるとともに、青少年団体と連携し、地域における活動を担うリーダーの養成に努めます。

(2) 見守り育てる環境づくり

青少年の非行防止のため、学校、家庭、地域などと連携し、補導活動の充実に努めるとともに、青少年や保護者の抱える様々な悩みに適切に応じられるよう、相談事業の充実に努めます。

また、事件や事故などから自分自身を守る能力を養うとともに、地域で見守り育てる

環境づくりに努めます。

(3) 放課後や週末の子どもの居場所づくり

放課後や週末に子どもたちが安全で安心して過ごせる場を提供するため、放課後児童クラブの充実に努めるとともに、地域ボランティアスタッフの協力の下、地域子ども教室の利用拡大を図ります。

(4) 「子どもの権利条約」の普及と啓発

子どもの基本的人権を尊重、保護するため、「子どもの権利条約」の普及と啓発に努めるとともに、その趣旨を踏まえ「子ども会議」などの事業の実施に努めます。